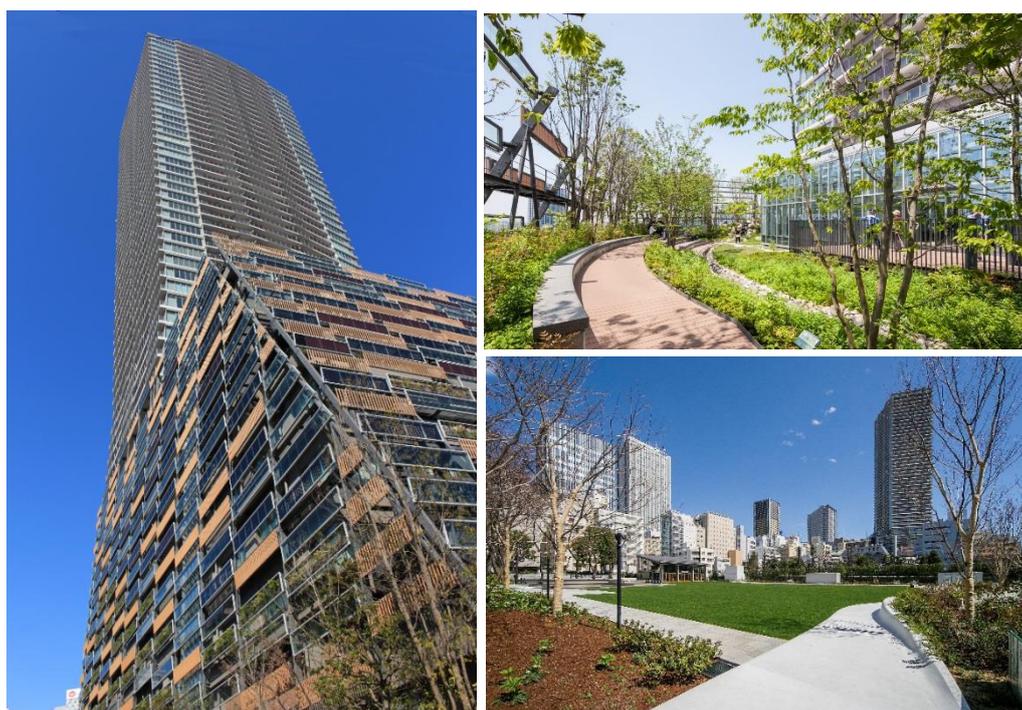


第三次 豊島区役所 地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 改訂版

平成29年度～令和6年度
（2017年度） （2024年度）

（旧「豊島区役所 環境配慮ガイドライン」）



●—— 目 次 ——●

1 地球温暖化対策実行計画策定の背景	1
(1) 地球温暖化対策の現状.....	1
(2) 国内外における近年の地球温暖化対策の動向.....	1
(3) 豊島区の現状.....	1
2 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)における基本的事項	3
(1) 計画の目的.....	3
(2) 計画の範囲.....	3
(3) 計画の位置づけ.....	3
(4) 計画期間.....	3
3 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	4
(1) 対象とする温室効果ガス.....	4
(2) CO ₂ 排出量の推移.....	4
(3) CO ₂ 排出量の削減目標.....	6
(4) 再生可能エネルギー電力量の導入目標.....	7
4 環境負荷低減に向けての取組み	8
(1) 豊島区役所全職員の率先行動.....	8
(2) 施設の建設、管理等に関する取組み.....	8
(3) 温室効果ガス排出削減又は抑制のための検討課題.....	9
5 計画の推進体制及び点検・評価	10
(1) 計画の推進体制.....	10
(2) 点検・評価.....	11
(3) 公表.....	11

参考資料.....12

排出係数..... 1 2

1 地球温暖化対策実行計画策定の背景

(1) 地球温暖化の現状

世界の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら 100 年あたり 0.75℃ の割合で上昇しています。日本においても、年平均気温は 100 年あたり 1.26℃ の割合で上昇しています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が 2023 年 3 月に発表した第 6 次評価報告書統合報告書では、1850～1900 年を基準とした世界平均気温は 2011 年～2020 年に 1.1℃ の温暖化に達したとし、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して、地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がないとしています。

(2) 国内外における近年の地球温暖化対策の動向

2015 年 12 月にフランスで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締結国会議（COP21）では、気候変動枠組条約に加盟する 196 か国すべてが協調して、温室効果ガスの削減に取り組む国際的な枠組とした「パリ協定」が採択されました。

パリ協定は法的拘束力を持つ枠組であり、世界共通の長期目標として、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃ より十分低く保ち、1.5℃ に抑えることが努力目標として盛り込まれています。

国内では、2020 年 10 月に菅内閣総理大臣（当時）が 2050 年カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、2021 年 10 月には、地球温暖化対策計画を改訂、「2030 年度に、温室効果ガスを 2013 年度比で 46%削減することを目指し、さらに 50% の高みに向け挑戦を続けていく」としています。

また、2023 年 11～12 月の COP28 では、化石燃料からの脱却を加速させることや 2030 年までに世界全体の再生可能エネルギーの発電容量を 3 倍にし、エネルギー効率の改善率を世界平均で 2 倍にすることなどが合意されるなどしています。

(3) 豊島区の現状

2020 年 7 月、豊島区は、内閣府より SDGs への優れた取り組みを行う自治体として「SDGs 未来都市」と「自治体 SDGs モデル事業」にダブル選定されました。

2021 年 2 月には、ゼロカーボンシティ宣言、2022 年 7 月には「2050 としまゼロカーボン戦略」を策定しました。本戦略では、2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロに向け、現行の豊島区環境基本計画における温室効果ガス削減目標「2030 年度までに 2013 年度比 39%削減」を 50%削減に上

積みするとともに、気候変動適応への取組みなどの新たな方針を示しています。

2023年4月、豊島区環境基本条例の一部を改正し、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを明文化したほか、区、事業者、区民が協働で取り組むことなどを規定し、ゼロカーボンシティ実現に向け、着実に歩みを進めています。

2 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における基本的事項

(1) 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）」第21条に基づき、本区の実施する事務事業から排出される温室効果ガスの発生量を削減することを目的として策定するものです。

❖ 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の3

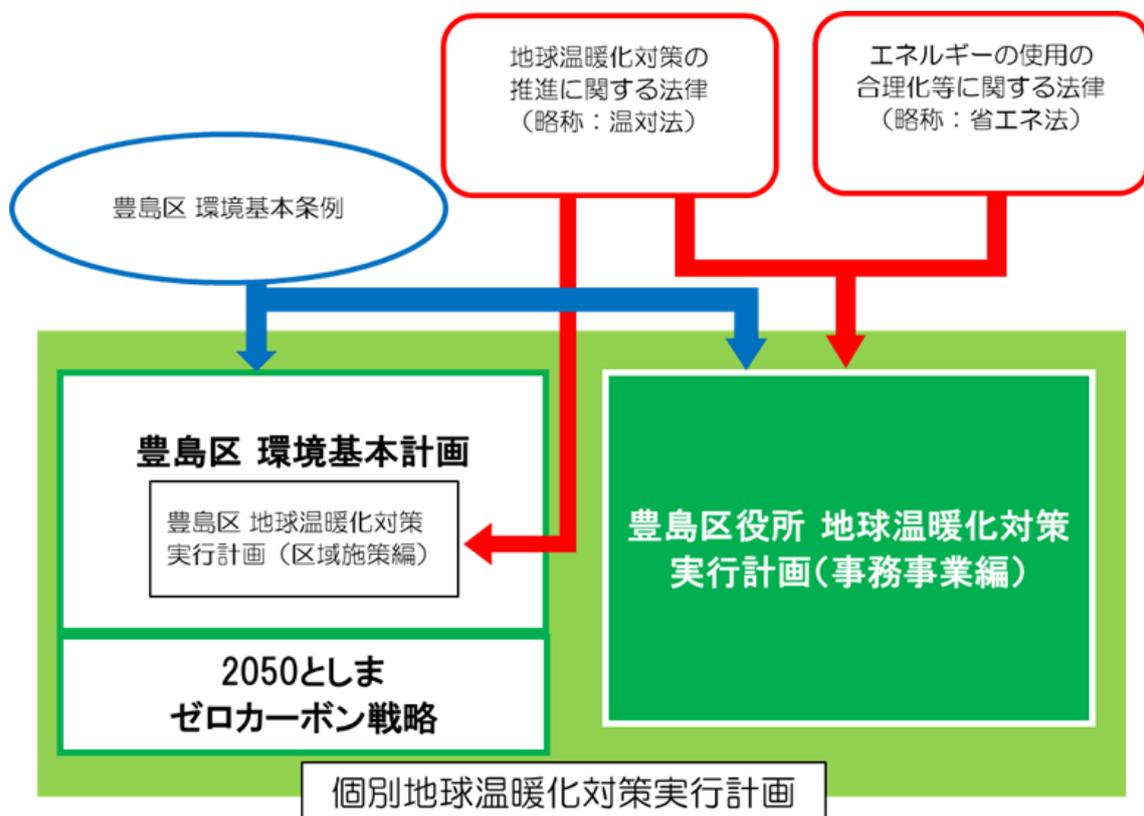
都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

(2) 計画の範囲

本計画では、「区の事務及び事業」すべてを対象とします。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、「温対法」第21条に規定する「地方公共団体実行計画」です。また、本計画は「第一次 豊島区役所環境配慮ガイドライン」（平成21年3月策定）及び「第二次 豊島区役所環境配慮ガイドライン」（平成25年4月策定）を受け継ぐものです。



(4) 計画期間

「平成 29 年度(2017 年度) ～ 令和 6 年度(2024 年度)」の 8 年間で計画の期間とします。

※第三次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の当初計画期間は令和 5 (2023) 年度までですが、上位計画等との整合性を図るため、計画期間を 1 年間延長することとします。

3 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

(1) 対象とする温室効果ガス

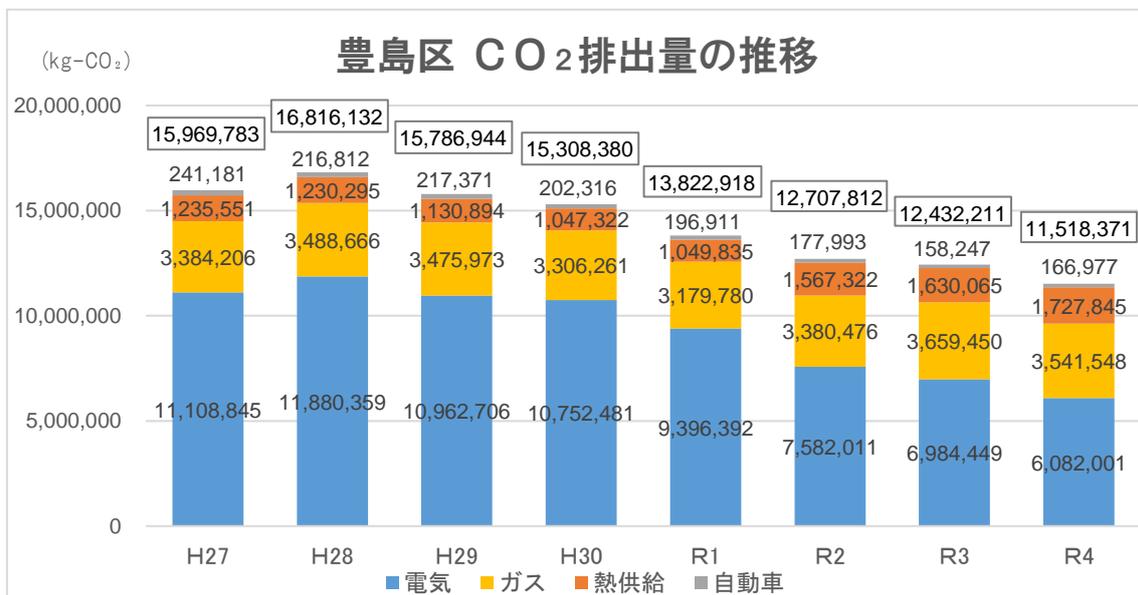
対象とする温室効果ガスは、「温対法」第2条第3項において規定されている7種類の物質のうち、豊島区では日本でもっとも多く排出されている二酸化炭素（以下「CO₂」という。）を削減の対象とします。

(2) CO₂ 排出量の推移

当初の「第三次 豊島区役所 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（平成29年度～令和5年度）」では、平成27年度と比較して令和5年度までにCO₂排出量を19.3%以上削減することを目標としていました。令和4年度時点で約27.9%削減しており、目標を大きく上回り達成できたと評価できます。環境に配慮した電力の導入が進んだことで、電気由来のCO₂が大きく削減できたことが要因の一つと分析しています。

単位：kg-CO₂

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
電気	11,108,845	11,880,359	10,962,706	10,752,481	9,396,392	7,582,011	6,984,449	6,082,001
ガス	3,384,206	3,488,666	3,475,973	3,306,261	3,179,780	3,380,476	3,659,450	3,541,548
熱供給	1,235,551	1,230,295	1,130,894	1,047,322	1,049,835	1,567,322	1,630,065	1,727,845
自動車	241,181	216,812	217,371	202,316	196,911	177,993	158,247	166,977
合計	15,969,783	16,816,132	15,786,944	15,308,380	13,822,918	12,707,812	12,432,211	11,518,371
削減率	-	△5.3%	1.1%	4.1%	13.4%	20.4%	22.2%	27.9%



※排出係数は「第三次 豊島区役所 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の係数を用いています

CO₂排出量(目標値・実績値)

t-CO₂

		目標値	実績	目標値に対する達成率
基準年	平成27年度	15,970	15,970	0.00%
第三次計画期間	平成29年度	15,203	15,787	3.84%
	平成30年度	14,820	15,308	3.30%
	令和元年度	14,437	13,823	△4.25%
	令和2年度	14,053	12,708	△9.57%
	令和3年度	13,670	12,432	△9.06%
	令和4年度	13,287	11,518	△13.31%
	令和5年度	12,885	—	—

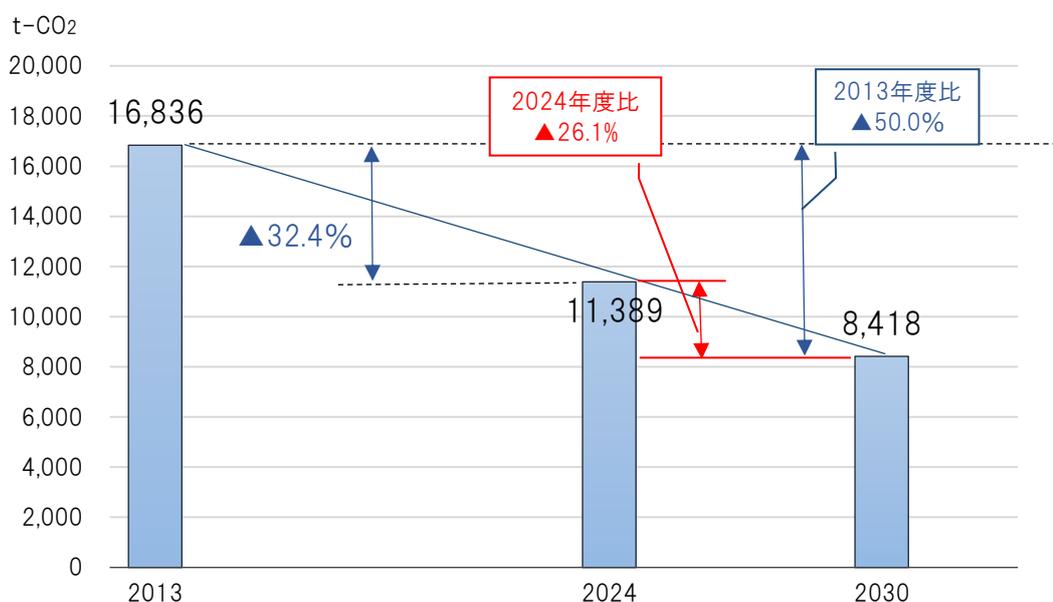
(3) CO₂排出量の削減目標

**2013年度比で2030年度までに豊島区
CO₂排出量を50%以上削減する。**

豊島区は、平成31年(2019年)3月に、豊島区環境基本計画を策定し、2030年度までに温室効果ガス排出量を2013年度と比較して39%削減する目標を掲げておりましたが、計画策定からわずか数年間で、環境を取り巻く状況が世界規模で大きく変化しました。

こうした状況を踏まえ、本区の環境政策を更に加速させていくため、2050年に向けた温室効果ガス削減への方向性を定めた「2050としまゼロカーボン戦略」を令和4年7月に策定しました。本戦略では、2030年度の温室効果ガス排出量削減目標を2013年度比50%削減まで引き上げ、2050年度温室効果ガス排出量実質ゼロを目指しています。

そのため、豊島区も一事業者として、2013年度比で2030年度までに温室効果ガス排出量が50%以下(8,418t-CO₂以下)となるよう率先垂範に努めます。なお、改訂後の2024年度CO₂排出目標を11,389t-CO₂以下(当初計画では12,500t-CO₂以下)とします。



(4) 再生可能エネルギー電力量の導入目標

「豊島区電力の調達に係る環境配慮方針」(平成 24 年 5 月 1 日策定)に基づき、電力使用量が大きな区有施設(高圧施設)のみならず、小さな区有施設(低圧施設)へ環境に配慮した電力を導入して、省 CO₂を図ってきました。

令和6年3月現在、80 施設(高圧 60 施設、低圧 20 施設)で、環境に配慮した電力導入を行っており、うち 40 施設は、実質再生可能エネルギー 100%の電気の供給を受けています。

(参考)

再エネ電力導入率の推移

	電気使用量	再エネ電気使用量	再エネ電気導入率
			(kwh)
平成27年度	31,995,146	0	0.0%
平成28年度	30,954,069	4,324,018	14.0%
平成29年度	30,604,863	3,960,822	12.9%
平成30年度	30,539,250	4,273,688	14.0%
令和元年度	29,380,661	4,801,471	16.3%
令和2年度	28,722,835	5,889,927	20.5%
令和3年度	30,414,492	7,605,823	25.0%
令和4年度	30,204,343	8,975,906	29.7%

4 環境負荷低減に向けての取組み

(1) 豊島区役所全職員の率先行動

施設や設備・機器・公用車等の運用改善など、従前より実施してきた環境配慮率先行動については、効果に即時性があること、職員をはじめ住民や事業者など施設利用者の意識啓発にもつながること、また、取組みの継続により効果が持続することなどから、今後も「エコアクション21 豊島区役所環境マネジメントシステム」に基づき取組みを実施するとともに、取組みを強化し、より一層温室効果ガスの削減に努めていきます。

また、各部局において、常に環境配慮を意識した業務遂行をし、一つ一つの事業で徹底した環境負荷低減に取り組んでいきます。

なお、各部局統一的に実践できる取組みの詳細については、別冊「豊島区役所 CO₂排出量削減への取組み」に示します。

(2) 施設の建設、管理等に関する取組み

① 施設の建設または大規模改修時の取組みについて

新築工事や大規模改修工事の設計段階から「としまカーボンマイナス施設づくりガイドライン」(平成29年3月発行)に基づき省エネルギー機器の導入などした施設整備を行い、CO₂排出の少ない施設づくりを目指します。

また、大規模改修などを行った際には、省エネルギー・省CO₂の効果の有無を確認するため、工事前と工事後で検証を行います。

② 施設の管理に関する取組みについて（管理標準の作成）

管理標準とは、「エネルギー使用の合理化等に関する法律」(省エネ法)により事業者は、使用エネルギーの削減を確実なものとするために、設備のエネルギー使用の合理化のための管理要領を定めた「管理マニュアル」を作成することとされています。

区も特定事業者として、計画的に施設ごとの「管理マニュアル」の作成を進めます。

③ 政府実行計画（令和3年10月）に基づく取組みについて

(i) 再生可能エネルギー電力の導入

2030年までに区役所で調達する電力の60%以上を実質再生可能エネルギー100%電力とします。

(ii) その他の取組み

区有施設への太陽光発電設備の設置・LED照明の導入、区新築建

建築物の ZEB 化、公用車における電動車の導入、廃棄物の 3R+ Renewable について検討します。

(3) 温室効果ガス排出削減又は抑制のための検討課題

① 環境配慮契約法等の検討

環境配慮契約について、総合評価競争入札方式などとの連携を考慮しながら、環境配慮の視点を取り入れた対応を検討していきます。

② その他の課題について

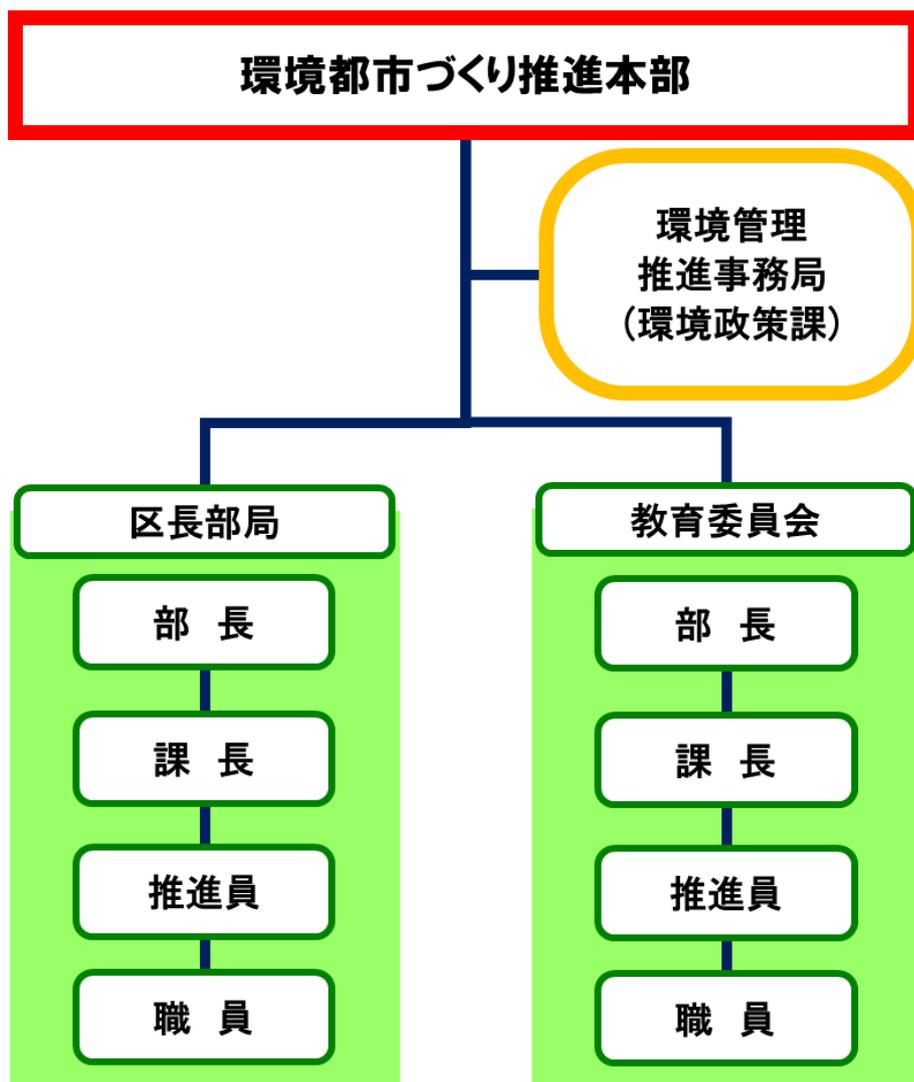
今後、温室効果ガス排出削減又は抑制を行っていく中で発生する課題に対し、常に調査・研究を推進し、その課題を解決・達成していきます。

5 計画の推進体制及び点検・評価

(1) 推進体制

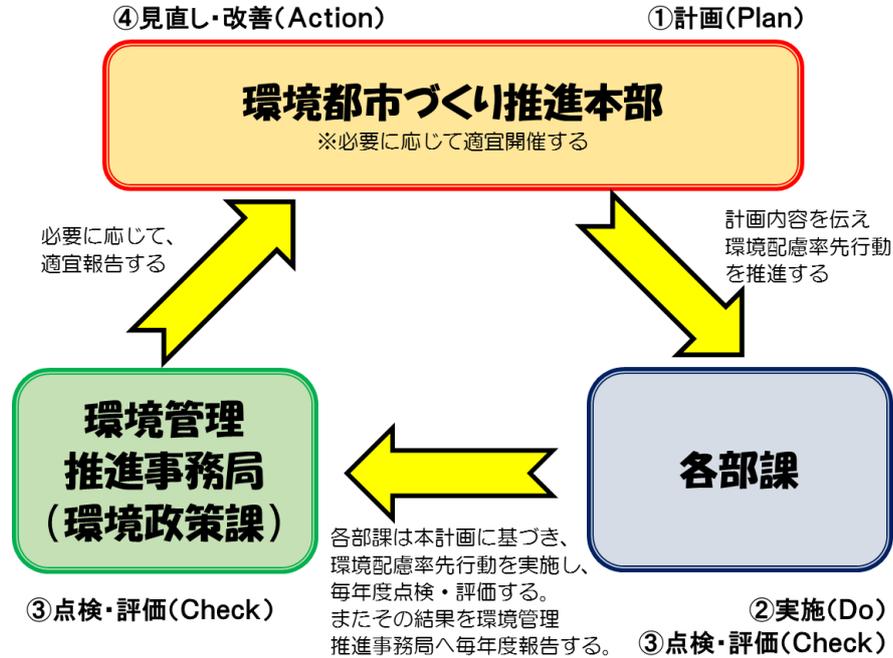
本計画は、下図の体制で推進します。

また、具体的な環境配慮率先行動については「エコアクション21 豊島区役所 環境マネジメントシステム」に基づき、区全体で省エネルギー・省CO₂を推進します。



(2) 点検・評価

P D C Aサイクルに基づき、適宜点検・評価し、本計画を進行管理します。



① 計画 (Plan) 、 ④見直し・改善 (Action)

豊島区環境都市づくり推進本部長(区長)は必要に応じて「豊島区環境都市づくり推進本部」を開催し、本計画の改正及び改善をします。

② 実施 (Do)

各部課は「環境都市づくり推進本部」で決定した本計画に基づき、各部長(担当部長を除く)を環境管理推進統括者、各課長(スタッフ課長は除く)を環境管理推進責任者と定め、各課に1人以上選任した環境管理推進員を中心として、全職員が本計画等の目標達成に向けて全力を挙げて取り組みます。

③ 点検・評価 (Check)

各部課は、実施結果を基に自己点検評価を実施します。

環境管理推進事務局(環境政策課)は、各課から取組結果の報告に基づき、毎年度区全体の達成状況を点検・評価します。

(3) 公表

本計画及び本計画の進捗・達成状況については、毎年度発行する「豊島区環境年次報告書」(区ホームページにも掲載)で公表します。

参考資料

排出係数

温対法施行令第三条（平成 22 年 3 月 3 日一部改正）の排出係数一覧に基づき CO₂排出量を算出します。

(1) 燃料の燃焼に伴う排出

燃料種	単位	排出係数	計算後単位
ガソリン	ℓ	2.32	kg-CO ₂ /ℓ
軽油	ℓ	2.58	kg-CO ₂ /ℓ
LPG	kg	3.00	kg-CO ₂ /kg
灯油	ℓ	2.49	kg-CO ₂ /ℓ
都市ガス※	m ³	2.23	kg-CO ₂ /m ³

※天然ガス自動車（CNG 車）用の燃料充填ステーションにおいては、原料の天然ガスは、一般家庭でも使われている都市ガスパイプラインから供給を受けるのが一般的とされているため、排出係数については都市ガスの排出係数で代用します。

(2) 他人から供給された電気

毎年、環境省が公表する「電気事業者ごとの実排出係数・調整後排出係数等」を参照し、供給先の電気事業者の調整後排出係数を用いて計算します。

③ 他人から供給された熱

単位	排出係数	計算後単位
MJ	0.057	kg-CO ₂ /MJ

第三次 豊島区役所 地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 改訂版

平成 29 年度(2017 年度)～令和 6 年度(2024 年度)

【編集・発行】令和 6 年 3 月 発行

豊島区 環境清掃部 環境政策課

住 所：〒171-8422 東京都豊島区南池袋 2-45-1

T E L：03-3981-1293

F A X：03-3980-5134